平成14年(行ケ)第156号 審決取消請求事件(平成15年6月25日口頭弁論終結)

判 決 原 告 ザ ボード オブ トラスティーズ オブ ザ リーラ ンド

スタンフォード ジュニア ユニバーシテイ 熊 倉 禎 男

男彦 訴訟代理人弁護士 吉 同 田 和 渡 光 辺 同 相 良 由里子 同 弁理士 村 社 厚 同 夫

被 告 特許庁長官 太田信一郎

行 指定代理人 渡 部 利 大宮 野 克 同 人 Ш 久 成 同 伊 男 同 藤

文 文

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

この判決に対する上告及び上告受理申立てのための付加期間を3

O日と定める。

事実及び理由

第1 請求

特許庁が平成11年審判第12734号事件について平成13年11月 27日にした審決を取り消す。

第2 当事者間に争いのない事実

1 特許庁における手続の経緯

原告は、1989年(平成元年)5月26日にアメリカ合衆国においてした特許出願に基づく優先権を主張して、平成2年5月21日、名称を「高感度螢光単一粒子及び単一分子の検出装置及び方法」(後記補正により「流体中の単一蛍光粒子及び/又は分子の検出装置」と訂正)とする発明につき特許出願(特願平2-508232号)をしたが、平成11年4月21日に拒絶査定を受けたので、同年8月9日、これに対する不服の審判の請求をした。

特許庁は、同請求を平成11年審判第12734号事件として審理した上、平成13年11月27日に「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は、同年12月10日、原告に送達された。

し、その謄本は、同年12月10日、原告に送達された。 2 平成11年9月8日付け手続補正書により補正された明細書(以下「本件明細書」という。)の特許請求の範囲の請求項1記載の発明(以下「本願発明」という。)の要旨

流体中の単一蛍光粒子及び/又は分子の検出装置であって、流体の所定体積を照明する手段と、粒子を前記照明された体積を通過させる手段であって、それにより粒子又は分子が前記体積を通過する際に、照明に対応した体積から放射される光子エネルギーがバックグランドエネルギーと粒子又は分子からの破裂エネルギーとを含み、前記エネルギーを受けて合焦するレンズと、合焦されたエネルギーを検出するための検出器と、光子エネルギーを受けた前記照明された体積内の小さい体積を限定するために前記レンズと前記検出器との問に配置された空間フィルターと、前記検出器からの出力信号を受け、前記分子からのエネルギーの破裂をバックグランドエネルギーまたは電子的ノイズから区別し、前記小さい体積を通過した単一粒子又は分子の検出の表示を行う手段とを有することを特徴とする流体中の単一粒子又は分子の検出の表示を行う手段とを有することを特徴とする流体中の単

3 審決の理由

審決は、別添審決謄本写し記載のとおり、本願発明は、実願昭61-161031号(実開昭63-67850号)のマイクロフィルム(甲4、以下「引用例」という。)に記載された発明(以下「引用発明」という。)に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法29条2項の規定により特許を受けることができないとした。

第3 原告主張の審決取消事由

審決は、本願発明と引用発明との一致点の認定を誤り(取消事由1),

相違点 2 についての判断を誤った(取消事由 2)ものであるから、違法として取り消されるべきである。

1 取消事由1 (一致点の認定の誤り)

(1) 審決は、本願発明と引用発明とは、「前記検出器からの出力信号を受け、粒子の存在を示すエネルギーをバックグランドエネルギーまたは電子的ノイズから区別し、照明された体積を通過した粒子の検出の表示を行う手段」(審決謄本3頁下から2行目~4頁1行目)を有する点で一致すると認定したが、本願発明における、検出される粒子が通過する体積(以下「プローブ体積」ともいう。)は、「照明された体積内の小さい体積」であるのに対し、引用発明のプローブ体積は、「照明された体積」であるから、「照明された体積を通過した粒子の検出の表示を行う手段」を一致点と認定したことは、誤りである。

(2) すなわち、本願発明が検出対象とするのは、本件明細書の「前記検出対象とするのは、本件明細書の「前記検出対象とするのは、本件明細書の「前記検出力信号を受け、前記分子からのエネルギーの破裂をバックグランドスストーを受け、前記小さい体積を通過した単明された外子の検出の表示を行う手段と」及び「光子エネルギーを受けた前記照明された空間と対し、前記が表現したがであり、「光子エネルギーを限定するために前記レンズと前記に配置されたり、「1000円である。本願発明は、1000円であることにより、「1000円では分子以は分子以外の微粒子が通過することにより、「1000円では分子以外の微粒子が通過することにより、「1000円では分子以外の微粒子が通過するとには行って、1000円では、10

本願発明が「照明された体積を通過した微粒子の検出」をするとしても、「照明された体積」を通過した微粒子のすべてが検出されるわけではなく、上記のとおり、「小さい体積」外を通過する微粒子は検出されないのであるから、あえて言えば、「照明された体積を通過した微粒子の検出」という限度ではなく、「照明された微粒子の検出」という限度において一致するにすぎない。

2 取消事由2 (相違点2についての判断の誤り)

(1) 審決は、相違点2として認定した「本願発明では、『光子エネルギーを受けた前記照明された体積内の小さい体積を限定するために前記レンズと前記検出器との間に配置された空間フィルター』と規定しているのに対し、引用例に記載された発明(注、引用発明)では、『レンズ9と変換器10との間に介在させられ、変換器10に入射する光の入射角を制限するように円形貫通孔11aが設けら

れた開口部材 1 1 』と規定している点」(審決謄本 4 頁第 4 段落)について、「本願発明の空間フィルターは、検出器へ合焦するためのレンズと検出器との間に配置されるものであり、レンズ、検出器に対する配置関係が引用例に記載された発明(注、引用発明)の円形貫通孔と同じであるから、『光子エネルギーを受けた前記照明された体積内の小さい体積を限定するために前記レンズと前記検出器との間に配置された空間フィルター』との表現には、検出器に入射する光の入射角を制に配置された空間フィルター』との表現には、検出器に入射する光の入射角を制にて円形貫通孔以外の形状、構造のものを採用することに困難はない」(同 5 頁第 2 段落)として、本願発明の「空間フィルター」が引用発明の「開口部材」と実質的に同一のものであると判断したが、誤りである。

「光の入射角」と「立体的視野領域」とを混り」と「前のであり」と「立体的視野領域」とを混り」と「開口絞り」とがあり、「視野絞り」とがあり」とがあり、「視野絞り」とがあり、「視野絞り」とがあり、「開口絞り」に、「開口絞り」に、「開発明の大きな制限する働きを有し、「開発明の「制力を制度である」に、「視野絞り」に相当するのに対し、「開発明の「開発明の「開発明の「開発明のである」に、「ででは、「一下では、「中でである。」である、「神でである。、一である、「神でである。)」と、「中でである。、「神では、「中では、「中では、「中では、「中でいる」、「中でいる、「中でい

4は、いずれも結像面上又はその近傍に開口を配置する構成であり、そのことによ って当業者はその「開口(スリット、ピンホール)」が「視野絞り」であると理解 するのに対し,引用発明は,「開口部材」を結像面上又はその近傍に配置する構成 ではなく、円形貫通孔が「開口絞り」に相当するから、被告主張のように、乙1~ 4が引用例と同じ光学的微粒子検出技術に関する頒布刊行物であるとはいえず, 業者は、引用例の「開口部材」が乙1~4と同じような「視野絞り」と同じ働きを すると理解することはない。また、上記のとおり、引用発明において、「変換器に入射する光の入射角を制限する」ことにより「照明された体積内の小さい体積を限定」することは不可能あり、引用例に「入射角を制限する円形貫通孔」と明記され ている以上、これを「視野絞り」であると理解することはできず、被告主張のよう に表現上の相違にすぎないということはできない。

第4 被告の反論

審決の認定判断は正当であり,原告主張の取消事由はいずれも理由がな い。

取消事由1(一致点の認定の誤り)について

本願発明の特許請求の範囲の請求項1は、「前記照明された体積内の小 さい体積を限定するために」と規定するから、「小さい体積」を通過して検出器によって検出される微粒子は、「照明された体積」を通過することは当然であり、他 方、引用発明において検出される微粒子も「照明された体積」を通過している。 決は、「照明された体積を通過した微粒子の検出」という限度において、本願発明と引用発明とは一致すると認定したものであって、その限度を超える点は相違点2として認定しているのであるから、一致点の認定に原告主張の誤りはない。 2 取消事由2 (相違点2についての判断の誤り) について

- 引用例と同じ光学的微粒子検出技術に関する頒布刊行物(乙1~4) の記載によれば、本件特許出願前に、光学的微粒子検出技術において、「レンズの 後方で光検出器の前に配置される開口(スリット、ピンホール)は、照明された体 後月で元候山船の前に配置される開口(ヘッッド、ヒンボール)は、照明された体積内の小さい体積を限定するものであり、観察対象とする小さい体積以外からの迷光(不要光)を除去するものである」ことは技術常識とされていたことが明らかである。引用例(甲4)には、「8は、測定液体2がビーム光6で照射されることによって・・・集光レンズ9と、該レンズ9によって集光された光を・・・光電変換器10と、レンズ9と変換器10との間に介在させられ、変換器10に入射する光の3射色を制度するように円形置通び11~が記せられた関口部は11~からな の入射角を制限するように円形貫通孔11aが設けられた開口部材11と、からな る受光機構」(3頁)、「ビーム光6のフローセル1における立体的照射領域と受 光機構8の立体的視野領域」(5頁)、「受光機構8の視野領域内で発生した前述 の散乱光」(同頁)との記載がある。乙1~4に記載された「照明光学系、集光レ い版記元」(同員)との記載がある。と「日本に記載された「照明光子系、業元レンズ、開口(スリット、ピンホール)、検出器」と引用例に記載された「照明光学系、集光レンズ、円形貫通孔、検出器」とは、いずれも照明された体積内に存在する微粒子を対象とし、かつ、同じ配置関係の照明光学系及び検出光学系であることは明られてある。そうすると、当業者が、引用例の「開口部材」が上記技術常識に おける「集光レンズの後方で光検出器の前に配置される開口(あるいはスリット ピンホール)」と同じ働きをしているものと理解し、引用例の「変換器10に入射 する光の入射角を制限する」とは「受光機構8の立体的視野領域を制限する」こと であると理解することは、上記の技術常識に照らして明らかであり、円形貫通孔 が、ビーム光6のフローセル1における立体的照射領域内(照明された体積)の小 さい領域(小さい体積)を限定し、観察対象とする小さい領域(小さい体積)以外 からの迷光(不要光)を除去する技術的意味を有することもまた明らかである。
- 本願発明と引用発明とは同じ光学系配置であり、上記の技術常識によ れば、本願発明の「前記照明された体積内の小さい体積を限定するために前記レン ズと前記検出器との間に配置された空間フィルター」と引用発明の「レンズと変換 器との間に介在させられ、変換器に入射する光の入射角を制限する円形貫通孔」と は、いずれも、「照明された体積内の小さい体積を限定」するものであるから、 の相違は表現上の相違にすぎない。
- (3) 原告は、本願発明の「空間フィルター」は「視野絞り」であり、引用例の円形貫通孔が「開口絞り」であると主張するが、引用例の「開口部材」は「開 口絞り」ではない。引用例には、「像の明るさを制限する」趣旨の記載はないばか りでなく、引用発明は、本来、微弱な光を集束レンズを用いて強い光にすることに よりようやく検出するものであるから、そのような微弱な光を「開口絞り」により 更に絞って限定する理由はない。引用例(甲4)の第1図によれば、引用発明の

「開口部材」は集光レンズ9の後ろというより、結像面近傍の変換器10の前に配 置されているから、当業者がこれを「後側開口絞り」と認識することもない。原告 主張のように、本願発明の「空間フィルター」を「視野絞り」というのであれば、 引用発明の「開口部材」も「視野絞り」というべきものである。

当裁判所の判断

取消事由1 (一致点の認定の誤り) について

(1) 原告は、本願発明のプローブ体積は、 「照明された体積内の小さい体 積」であるのに対し、引用発明のプローブ体積は、「照明された体積」であるか 「照明された体積を通過した粒子の検出の表示を行う手段」を一致点とした審 決の認定は誤りであると主張する。

しかしながら、本願発明の「照明された体積」は、「照明された体積 内の小さい体積」を含む上位概念であり、審決は、「小さい体積」の上位概念である「照明された体積」という限度において一致するとしたものである。このように「照明された体積」という上位概念で一致するとした場合に、本願発明と引用発明との間に「照明された体積内の小さい体積」と「照明された体積」との相違が生ずとの間に「照明された体積」との相違が生ず ることは、原告主張のとおりであるが、本願発明の特許請求の範囲の請求項1に 「光子エネルギーを受けた前記照明された体積内の小さい体積を限定するために前 記レンズと前記検出器との間に配置された空間フィルター」との構成が規定されて いるように、本願発明の要旨においては、「小さい体積」と「空間フィルター」と は本来一体のものとしてとらえられるべき構成として規定されていることが認めら れる。審決は、上記「光子エネルギーを受けた前記照明された体積内の小さい体積 を限定するために前記レンズと前記検出器との間に配置された空間フィルター」と いう構成を、別途、相違点2として認定した上、同相違点に係る「空間フィルター」についてその作用も含めて認定判断しているのであるから、審決が「小さい体 積」についても相違点として認定していることは明らかであり,上記の見地から 「照明された体積を通過した粒子の検出の表示を行う手段」を本願発明と引用発明 との一致点とした審決の認定に誤りはない。

(2) 原告は、本願発明は、プローブ体積を「小さい体積」とすることによ 単一粒子又は分子以外の微粒子が通過する蓋然性を極力低くし、かつ、 一ブ体積外からの放射を排除して顕著な効果を奏するものであるとした上、 された体積」を通過した微粒子のすべてが検出されるわけではないから、 れた体積を通過した微粒子の検出」という限度ではなく、あえて言えば、 「照明さ れた微粒子の検出」という限度において一致するにすぎないと主張するが、審決の した一致点の認定は上記のとおりであって,原告の主張は,審決を正解しないで論 難するものというほかはなく、採用することができない。
(3) したがって、原告の取消事由1の主張は理由がない。
2 取消事由2 (相違点2についての判断の誤り) について

(1) 審決は、相違点2、すなわち、「本願発明では、『光子エネルギーを受けた前記照明された体積内の小さい体積を限定するために前記レンズと前記検出 「本願発明では、『光子エネルギーを 器との間に配置された空間フィルター』と規定しているのに対し、引用例に記載さ れた発明(注,引用発明)では、『レンズ9と変換器10との間に介在させられ、 変換器10に入射する光の入射角を制限するように円形貫通孔11aが設けられた 開口部材 1 1 と規定している点」(審決謄本 4 頁第 4 段落)について、本願発明の空間フィルターは配置関係が引用発明の円形貫通孔と同じであるから、検出器に入射する光の入射角を制限する技術的意味を満たすものとして円形貫通孔以外の形状、構造のものを採用することに困難はなく、本願発明の「空間フィルター」が引 用発明の「開口部材」と実質的に同一のものであるとして、引用発明に基づく容易 想到性を肯定したところ、原告は、この判断を誤りであると主張するので、まず、 光学的微粒子検出技術についての本件特許出願前の技術常識について検討する。

特願昭62-291465号(特開平1-132932号)公報 (乙1)には、「流れ粒子よりの信号光を集光する集光レンズと、この集光レンズより射出した信号光が入射する光検出器と、前記集光レンズと光検出器との間に配され、不要光を除去する開口とを備えてなる流れ式粒子分析装置の信号光検出光学 系において」(特許請求の範囲(1)前段),「フローセル内を流れる被測定粒子は、 光源よりのレーザ光等の光が照射される。この時、被測定粒子より生じる散乱光、 あるいは・・・この粒子より生じる蛍光を、信号光検出光学系で集光し、電気信号 に変換する。・・・従来の流れ式粒子分析装置の信号光検出光学系11を、第2図 に示す。・・・流れ粒子p1よりの信号光(散乱光又は蛍光)は、集光レンズ13

により集光され、開口14の面に結像する。開口14を通過した信号光は、光検出器・・・の感光面16aに入射する」(1頁右下欄~2頁左上欄)、「流れ粒子がp2で示されるように、中央位置から揺らいだ場合には、信号光は、・・・破線で示すようにずれ、光電子増倍管16への入射位置16bが移動してしまう」(2頁左上欄)との記載があり、これらの記載及び第2図によれば、集光レンズ13の後方で光検出器16の前に配置される「開口」は不要光を除去するものであり、「照明された体積」内の「小さい体積」を限定するものであることが認められる。

イ 特願昭61-171863号(特開昭63-29233号)公報(乙2)には、「この流れに乗って集光点21aを通過する微粒子からの散乱光24は、受光レンズ25でマスク26上に結像され、スリット26aによって制限された散乱光が光電検出器27に達して測定が行われる」(3頁左上欄)、「A方向からみた半値全幅Eに光束の視野を限定するために、第1図、第2図に示すような光学配置をとっている。・・・スリット26aによって設定される粒子検出領域35は、図中の斜線部の範囲となり、視野幅Eは楕円光束21の中心に位置することになる」(3頁左上欄~右上欄)との記載があり、これらの記載及び第1~第3図によれば、受光レンズ25の後方で光電検出器27の前に配置される「スリット」は、「照明された体積」内の「小さい体積」を限定するものであることが認められる。

ウ 特願昭61-280170号(特開昭63-133041号)公報(乙3)には、「第5図に示すレンズによる集光系、すなわち、散乱光を集光さるので、1つまたは複数個のスリット(7)を用いて迷光を除くことができ、「第1図ので、1つまたは複数個のスリット(7)を用いて迷光を除くことができ、「第1図は、・・・レーザを光源として使用した場合・・・を示し、微粒子を含んだ試料空気流(12)は、・・・一方、・・・照射レーザ光(1)を含む平面上に、集光のレンズ光軸(11)を、測定領域(S)を通るように配置する。集光レンズ系(6)による散乱光の結像位置近傍に置いたスリット(7)により、測定領域(S)の像と迷光を分離する」(2頁左下欄~右下欄)との記載があり、これらの記載と第1回及び第5図によれば、集光レンズ系6の後方で受光素子3の前に配置される「スリット」は迷光を除くものであることが認められる。

エー以上によれば、本件特許出願前に、レーザ光を照射した流体中の微ないの数割とがは、ないまれば、本件特許出願前に、レーザ光を照射した流体中の微ないる。

(2) 以上の技術常識を前提として、相違点2に係る引用発明の上記構成の技術的意義について見るに、昭和61年2月20日朝倉書店発行の「光工学ハンドブック」14頁によれば、入射角とは、光が入射する面に垂直に立てた直線(法線)と入射光線とが成す角度であることが認められるから、これによれば、引用発明の「変換器10に入射する光の入射角」とは、引用例(甲4)の第1図の軸(C

以上によれば、引用発明における光学系の配置は、上記技術常識における光学系の配置と同一であり、開口部材を検出器の近傍に配置していること、その「開口部材」が「入射角を制限する」ものであることにおいても、上記技術常識における光学系の開口(又はスリット)と共通する。そうすると、上記技術常識に照らせば、引用発明の「開口部材」は「入射角を制限する」ことにより受光機構8の視野領域を定めるものであり、その結果として、試料(測定液体2)のプローブ領域を設定する作用を合わせ持つものと認めるのが相当である。

(3) 原告は、引用発明における「開口部材」は、結像面である変換器に入射する光の入射角を制限する働きを有するが、結像面に入射する光の入射角を制限する動きを有するが、結像面に入射する光の入射角を制限されるだけであり、像の大きさは変わらないから、本の発明のように、プローブ体積を「照明された体積内の小さい体積」に限定まする。とれて、第一次ではない旨主張する。しかしながら、引用例には、集光レンズ9により集光と、変換器10に入射することの記載はあるが、変換器上に集光することとがの記載はあるが、変換器上に集光することがの結像面に配置することを排除することがであることに照らせば、開口部材上に結像する構成であることをいて、の配置と同一であることに照らせば、開口部材上に結像する構成であることに照らまれて、引用例に明確な記載があるわけではないし、仮に、変換器を結像の口径」とのといても、は、の上記主張によって、プローブ体積が制限されることが認められるから、原告の上記主張に、採用することができない。

原告は、また、本願発明の「空間フィルター」は「視野絞り」に相当するのに対し、引用発明の「開口部材」は入射角を制限するものであって、円形貫通孔が「開口絞り」に相当し、両者は機能を全く異にする別個の概念であるから、当業者が引用例の「開口部材」から本願発明の「視野絞り」を想到することは困難である旨主張するが、引用発明の「開口部材」が光学理論上の「開口絞り」に相当するか否かはさておくとしても、引用発明の「開口部材」がプローブ領域を限定する作用を有することは上記のとおりであるから、この主張も失当である。

るだ用を有することは上記のとおりであるから、この主張も失当である。 原告は、さらに、乙1~4は、いずれも結像面上又はその近傍に開口 を配置する構成であり、そのことによって当業者はその「開口(スリット、ピンホ ール)」が「視野絞り」であると理解するのに対し、引用発明は、「開口部材」を 結像面上又はその近傍に配置する構成ではなく、円形貫通孔が「開口絞り」に相当 するから、当業者は引用例の「開口部材」が乙1~4と同じような「視野絞り」 同じ働きをすると理解することはないと主張するが、引用例には、変換器を結像 に配置するとも、「開口部材」を結像面に配置するとも記載されていない一方、 「開口部材」を結像面に配置することを排除する記載もないことは、上記のとおり

であるから、原告の上記主張も採用の限りではない。

- (4) したがって、審決の相違点2についての上記判断に誤りはないというべきであり、原告の取消事由2の主張は理由がない。 3 以上のとおり、原告主張の審決取消事由はいずれも理由がなく、他に審決を取り消すべき瑕疵は見当たらない。 よって、原告の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり

判決する。

東京高等裁判所第13民事部

裁判長裁判	判官	篠	原	勝	美
裁判	判官	岡	本		岳
裁判	判官	早	田	尚	貴